

～国民健康保険からのお知らせ～

世帯内に異動があったときは、**14日以内**に必ず届出をしましょう！！

	こんなとき	届出に必要なもの
国民健康保険に加入する	職場の健康保険（被用者保険）をやめたとき	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険資格喪失証明書 印鑑（認印）
	職場の健康保険（被用者保険）の被扶養者でなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"> 年金証書(60歳から65歳までの間で年金受給の始まった方のみ)
	国外や他の市町村からさぬき市へ転入してきたとき	<ul style="list-style-type: none"> 転入前の市町村の転出証明書 印鑑（認印）
	国民健康保険加入者が出産したとき	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑（認印）
国民健康保険をやめる	職場の健康保険（被用者保険）に加入したとき	<ul style="list-style-type: none"> 職場の健康保険に加入した方全員の新しい保険証
	職場の健康保険（被用者保険）の被扶養者になったとき	<ul style="list-style-type: none"> 被用者保険に加入した方の国民健康保険被保険者証（回収します） 印鑑（認印）
	さぬき市から他の市町村に転出するとき	<ul style="list-style-type: none"> 転出される方の国民健康保険被保険者証（回収します） 印鑑（認印）
	国民健康保険の被保険者が死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> 死亡者の国民健康保険被保険者証（回収します） 印鑑（認印） 葬祭を行った人の銀行の通帳
その他	さぬき市内で転居したとき	<ul style="list-style-type: none"> 住所または世帯主等が変更になった人の国民健康保険被保険者証（差替えします） 印鑑（認印）
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が、分かれたり一緒になったりしたとき	
	国民健康保険被保険者証を紛失したとき(再交付)	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑（認印） 来庁される方の本人確認ができるもの（免許証・写真付住基カード等）
	世帯内の国民健康保険加入者が修学や施設入所等のため、さぬき市に住所を置いたままで住所地以外で生活するとき	<ul style="list-style-type: none"> 学生証(在学証明書) または 施設入所証明書 国民健康保険被保険者証 印鑑（認印）

※ 健康保険資格喪失証明書は、お勤めだった会社か日本年金機構高松東年金事務所で交付を受けてください。

※ 健康保険の資格喪失日（通常は、退職日の翌日。）がさぬき市国民健康保険の加入日になります。

※ 新たに健康保険に加入したり、市外へ転出した場合は、さぬき市国民健康保険被保険者証は使用できません。

※ 届出は国保・健康課（さぬき市役所長尾支所内）およびさぬき市役所市民課・各支所です。

※ 相手のある交通事故の場合は届出が必要です！

交通事故など第三者の行為による傷病でも国民健康保険で医療機関にかかることができますが、必ず市役所に相手方と被害の状況について届け出てください。このときの国民健康保険の医療費は、後日、過失割合に応じて相手方に請求することになります。なお、相手方と示談を結んでしまうと国民健康保険で治療が受けられない場合がありますのでご注意ください。

問合せ先 国保・健康課 国保担当

Tel 0879-52-2514